

小値賀町議会第3回定例会 (第13日目)

1、出席議員 10名

| | | | | | |
|----|---|---|---|---|---|
| 1 | 番 | 近 | 藤 | 育 | 雄 |
| 2 | 番 | 松 | 屋 | 治 | 郎 |
| 3 | 番 | 宮 | 崎 | 良 | 保 |
| 4 | 番 | 末 | 永 | 一 | 朗 |
| 5 | 番 | 土 | 川 | 重 | 佳 |
| 6 | 番 | 小 | 辻 | 隆 | 治 |
| 7 | 番 | 浦 | | 英 | 明 |
| 8 | 番 | 岩 | 坪 | 義 | 光 |
| 9 | 番 | 伊 | 藤 | 忠 | 之 |
| 10 | 番 | 立 | 石 | 隆 | 教 |

2、欠席議員 なし

3、地方自治法第121条の規定により、説明のため、この会議に出席した者は、次のとおりである。

| | | | | |
|---|---|---|----|---|
| 町 | 長 | 西 | 浩 | 三 |
| 副 | 町 | 谷 | 良 | 一 |
| 教 | 育 | 浦 | 幸一 | 郎 |
| 会 | 計 | 熊 | 脇 | 一 |
| 総 | 務 | 中 | 川 | 一 |
| 住 | 民 | 吉 | 元 | 勝 |
| 福 | 祉 | 平 | 湯 | 貴 |
| 産 | 業 | 西 | 村 | 久 |
| 産 | 業 | 尾 | 崎 | 孝 |
| 建 | 設 | 升 | 水 | 裕 |
| 診 | 療 | 尾 | 野 | 英 |
| 教 | 育 | 田 | 川 | 幸 |
| 農 | 業 | 蛭 | 子 | 晴 |
| 農 | 業 | | | 市 |
| 委 | 員 | | | 信 |
| 会 | 事 | | | 昭 |
| 務 | 務 | | | 司 |
| 局 | 局 | | | 三 |
| 長 | 長 | | | 也 |
| | | | | 也 |
| | | | | 浩 |
| | | | | 之 |
| | | | | 三 |
| | | | | 司 |
| | | | | 昭 |
| | | | | 信 |
| | | | | 市 |

4、本会議の事務局職員は、次のとおりである。

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 議 | 會 | 事 | 務 | 局 | 長 | 大 | 田 | 一 | 夫 |
| 議 | 會 | 事 | 務 | 局 | 書 | 岩 | 坪 | 百 | 合 |

5、議 事 日 程

別紙のとおりである。

議 事 日 程

小値賀町議会第3回定例会

平成25年9月24日（火曜日） 午前10時00分 開 議

- 第 1 会議録署名議員指名（ 松屋治郎議員 ・ 宮崎良保議員 ）
- 第 2 議案第48号 平成25年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 3 議案第49号 平成25年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 4 議案第50号 平成25年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 5 議案第51号 平成25年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 6 議案第52号 平成25年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 第 7 議案第53号 平成25年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第1号）
- 第 8 議案第54号 平成24年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定について
- 第 9 議案第57号 小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意について
- 第10 議案第58号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について

- 第 1 1 議案第 5 9 号 小値賀町教育委員会委員任命の同意について
- 第 1 2 発議第 4 号 「町税等の滞納に関する調査特別委員会」設置について
- 第 1 3 発議第 5 号 道州制導入に反対する意見書案
- 第 1 4 議員派遣の件について
- 第 1 5 各委員会の閉会中の継続調査（審査）について

午前 10 時 00 分開会

議長（立石隆教） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第 125 条の規定によって、2 番・松屋治郎議員、3 番・宮崎良保議員を指名します。

日程第 2、議案第 48 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長（西 浩三） おはようございます。

議案第 48 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）についてご説明をいたします。

このたびの補正は、歳入では 24 年度決算に伴う繰越額の確定、一方、歳出では、前年度の国・県支出金及び交付金等の精算にかかる返還が主なものでございまして、予算書 1 頁第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 427 万 9,000 円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 7,133 万 9,000 円とするものでございます。

歳入では、10 款、1 項・繰越金、1 目・一般被保険者繰越金を 374 万 1,000 円増額し、1 項・繰越金の補正後の総額を 1,874 万 2,000 円としております。

11 款・諸収入、2 項、1 目・雑入を 53 万 8,000 円増額し、2 項・雑入の補正後の総額を 54 万 1,000 円としております。

歳出では、12 款・諸支出金、1 項・償還金及び還付加算金、1 目・一般被保険者償還金、2 目・退職被保険者等償還金、5 目・特定健康診査・保健指導補助金償還金を各節のとおり 652 万 7,000 円増額し、1 項・償還金及び還付加算金の補正後の総額を 661 万 9,000 円としています。

13 款、1 項、1 目・予備費は 224 万 8,000 円減額し、補正後の総額を 195 万 2,000 円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第10款・繰越金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第11款・諸収入

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第12款・諸支出金

浦議員

7番(浦英明) 2目のですね、退職被保険者等償還金。これが103万5,000円増額されておりますけど、内容を尋ねます。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

これにつきましては、支払基金のほうから交付される分の返還でございますけども、昨年度については、実質医療費の伸びが0.8%と、そういうような伸びになりましたので、多く交付されていた分が返還というようにことが生じました。そのために103万5,000円を予算計上させていただいております。

議長(立石隆教) 浦議員

7番(浦英明) ちなみにですね、22年度は102万7,000円、23年度は115万2,000円と、こういうふうな決算額であるわけですが、それで24年度はゼロであったわけなんですね。それが今回また増額となっておりますので聞いたわけなんですけども、再度確認の意味で尋ねますけども、今言ったその答弁内容のとおりでしょうか。

議長(立石隆教) 住民課長

住民課長(吉元勝信) お答えいたします。

基本的には概算で交付されるものですから、結果的に精算をおこなった時に、やっぱりこういう増減が発生するということでございます。したがって、24年度は多く貰いすぎたために、返還が生じたということでございます。

議長(立石隆教) ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第13款・予備費

これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。
ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。
これから討論を行います。
討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 48 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 48 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 3、議案第 49 号、平成 25 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第 49 号、平成 25 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)についてご説明をいたします。

このたびの補正は、歳入では前年度繰越額の確定、歳出では前年度の国庫支出金及び一般会計繰入金の前年度繰越額の精算にかかる予算補正が主なものでございまして、予算書 1 頁第 1 条のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1,397 万 7,000 円を追加し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,197 万 7,000 円とするものでございます。

歳入では、12 款・1 項・繰越金、1 目・前年度繰越金を 24 年度決算により 1,397 万 7,000 円増額し、1 項・繰越金の補正後の総額を 1,497 万 7,000 円としております。

歳出では、1 款・総務費、1 項、1 目・介護認定審査会費を 27 万 2,000 円増額し、3 項・介護認定審査会費の補正後の総額を 386 万 2,000 円とし、2 款・保険給付費、1 項、1 目・介護サービス等諸費を 363 万 4,000 円増額し、1 項・介護サービス等諸費の補正後の総額を 3 億 2,167 万 4,000 円としています。

5 款・地域支援事業費、1 項、1 目・介護予防事業費は 3 万円増額して、1 項・介護予防事業費の補正後の総額を 523 万 9,000 円としています。

7 款・諸支出金、1 項、1 目・償還金は 24 年度の介護保険給付費負担金の精算にかかる分の返還金 855 万 9,000 円の増額で 1 項・償還金の補正後の総額を 856 万円としています。同じく、2 項・繰出金、1 目・一般会計繰出金は 24 年度の精算に伴う返還分 148 万 2,000 円を増額し、2 項・繰出金の補正後の総額を 148 万 3,000 円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第1表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第12款・繰越金 浦議員

7番（浦英明） 今度の補正1,397万7,000円増、これの内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

平成24年度がですね、基本的には介護計画第5期の計画に基づいて予算計上をいたしておりました。そういう中で、途中で増額、そういった補正もさしていただいたところがございますけども、最終的にはやはり、介護給付費の部分ですね、若干余ったというようなことで繰越金が発生しております。この中におきましては、歳出で出てきておりますけども、国・県の償還金、そういった部分も含まれておりますので、実質的には1,497万7,000円という金額ではございますけども、内容的にはほとんど返す分、そういったものが多く含まれておりますので、極端な繰越という金額にはならないと考えております。

議長（立石隆教） 浦議員

7番（浦英明） 極端な繰越にならないというような答弁でありますけども、24年度の決算からするとですね、倍近い、増えておりまして、24年度決算は753万7,000円ですね。これからすると1,400万だから、倍近く増えているんですけども、これも精算によるものだという説明されれば、それでいいのかなと思いますけど、もう一度確認のためにお尋ねします。

議長（立石隆教） 住民課長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

議員さんがおっしゃられますように精算分が入っておりますので、そういうことで昨年度と比較しますと大きく増えてると、そういう状況でございます。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第1款・総務費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第2款・保険給付費 浦議員

7番（浦英明） 介護サービス等諸費ですね、これが363万4,000円の増額

補正となっております。この内容を尋ねます。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

この分につきましては、昨年度からですけれども、介護給付費がですね、少しずつ伸びてる、そういうような状況もございますので、繰越金で精算残が若干出ておりますので、予備費もないというような状況の中で一番見込まれる部分ですね、予算を充当させていただいたと、そういうような状況でございます。

議長（立石隆教） 浦 議 員

7番（浦 英明） この介護保険事業におきましてはですね、皆そうでしょうけれども、こういった負担が、そんな倍増までいきませんけれども、微増でありますけれども、年々右肩上がりに上がってきてるわけなんですね。こういうふうにして経費負担増が続けばですね、個人におきましても小値賀町においても、将来厳しい状況に追い込まれるのではなかろうかと思うわけなんですけれども、どのように今後推移していくのか、これは介護保険というのは、3年に1度の見直しで、今度は2015年度に見直されるということになっておりますけれども、その見解を尋ねます。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

介護保険制度につきましては、平成12年度に開始されまして、その当時ですね、全国で約3.5兆くらいの金額でございましたけれども、平成24年度の実績はまだですが、集計の速報を見ても9兆円と、約3倍近くに跳ね上がっているという状況があります。本町におきましても、徐々にではありますけど、議員さんがおっしゃられるように、右肩上がり伸びてるといった状況が続いています。その中で本町においても、施設が若干整備されたり、そういったことで全体の介護給付費というのが上がっておりますので、今後もそういう状況は続くのではないかといいふうに思いますし、いろんな所で説明をさせていただいておりますけれども、介護認定率というものもですね、年々上がっております。そういうようなことで、今後も上がる傾向にあるのかなというふうにご考えておりますので、こういうことにつきましては介護計画の検討会、そういった中で十分に検討させていただいてですね、実態に応じたような対応、そういったものをせざるを得ないのかなというふうにご考えておるところです。

議長（立石隆教） 浦 議 員

7番（浦 英明） 65歳以上の高齢者が、年々、私は増えていくものとおっしゃるんですけども、あるところですね、いやそうではないんだと。これはピーク時がありまして、それからそこを過ぎますと、やや緩やかになるとか、あるいは減るんではなかろうかということをお聞きしたんですけども、今後におい

てですよ、そういった 65 歳以上の方が減るんであれば、先々この負担も下がってくるのかな、そういった可能性はないのかな、というふうに思うんですけども、その見解、いかがですか。

議長（立石隆教） 住 民 課 長

住民課長（吉元勝信） お答えいたします。

議員さんがおっしゃられるようにですね、65 歳以上の方につきましては、多分、今がピークで、徐々に総数的には減っていくだろうというような試算をしております。これにつきましては第 5 期計画の折にもですね、そういうようなことが判明しておりますし、国の推計においてもそういうようなことで算出されております。しかしながら、高齢化率は年々上がっていくというふうに考えておまして、基本的には負担する側がですね、年々少なくなっていく。そういったことも考えられますので、状況的には厳しくなるのかなという感じがいたしております。また、施設とか介護サービスといったものについてもですね、充実、そういったことが今後予想されますので、そういう意味では介護給付費については年々上がっていくだろうなという推計をいたしております。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第 5 款・地域支援事業費
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第 7 款・諸 支 出 金
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 49 号、平成 25 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 49 号、平成 25 年度小値賀町介護保険事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 50 号、平成 25 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。 町 長

町長(西 浩三) 議案第 50 号、平成 25 年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、前年度繰越金の確定に伴う補正及び職員の人事異動に伴う人件費の補正が主なものでございまして、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ 250 万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5,690 万円とするものでございます。

歳入では、4 款・繰入金、1 項、1 目・一般会計繰入金を 449 万円減額し、1 項・一般会計繰入金の補正後の総額を 1,551 万円に。

5 款、1 項、1 目・繰入金を 199 万円追加し、5 款、1 項・繰入金の補正後の総額を 309 万円としております。

歳出では、1 款・渡船事業費、1 項・渡船管理費を記載のとおり 264 万 5,000 円減額し、1 款・渡船事業費、1 項・渡船管理費の補正後の総額を 5,342 万 8,000 円に。

3 款、1 項、1 目・予備費を 14 万 5,000 円増額し、補正後の予備費の総額を 51 万 1,000 円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長(立石隆教) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰 入 金

ありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第 5 款・繰 越 金

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 歳出に移ります。

第1款・渡船事業費

浦 議員

7番(浦 英明) 2目・はまゆう運航費のですね、1節の報酬107万円計上されておりますけど、この内容を尋ねます。

議長(立石隆教) 産業振興課理事

産業振興課理事(尾崎孝三) お答えいたします。

今回の補正はですね、賃金、臨時雇いで2名を雇っております。それで今回10月から嘱託職員として、報酬費で計上するものです。

議長(立石隆教) 浦 議員

7番(浦 英明) 嘱託職員であれば、報酬というようなことで答弁されたんですけれども、私としては、今までこういった報酬で上がってきたことがないので尋ねたわけなんですけれども、私がちょっと飲み込めないのかも分かりませんが、今答弁された委託職員ということで、報酬になるということで、間違いはないわけですね？

議長(立石隆教) 産業振興課理事

産業振興課理事(尾崎孝三) 間違いありません。

議長(立石隆教) 渡船事業費、ほかにありませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 第3款・予 備 費

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第50号、平成25年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第1号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号、平成25年度小値賀町渡船事業特別会計補正予算(第1号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 5、議案第 51 号、平成 25 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町 長

町長（西 浩三） 議案第 51 号、平成 25 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

歳入では、前年度繰越金の額の確定による増額補正と、それに伴う一般会計繰入金の減額補正が主なもので、歳出では人件費の補正で 7 万 6,000 円を減額するものでございます。第 1 表、歳入歳出予算補正のとおり、既定の歳入歳出予算の総額から、それぞれ 7 万 6,000 円を減額し、補正後の総額を 8,572 万 4,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、4 頁、歳入では 5 款、1 項・繰越金で 24 年度からの繰越金を 175 万 6,000 円追加計上。

それに伴い、4 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金を 183 万 2,000 円繰り戻すものでございまして、4 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金の補正後の総額を 2,993 万 8,000 円に。

5 款、1 項・繰入金の補正後の総額を 275 万 6,000 円にしております。

歳出では人件費の調整で、1 款・総務費、2 項・総務管理費の補正後の総額を 3,841 万 3,000 円としております。

以上で補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰 入 金 浦 議 員

7 番（浦 英明） 一般会計繰入金が減額になっておりまして、その減額後の額が 2,993 万 8,000 円と。これは、23 年度、24 年度、今回 25 年度の補正ということで、年々これ、下がってきておりますけども、それで以前ですね、課長が、水道料金のことについて聞いた時に、消費税の動向を見ながらその都度考えるということでしたけども、消費税はもう少ししたら上がるかと思っておりますけども、それが見極められないので答えられないと言え、仕方ありませんけども、年々こういうふうにして繰入金が少なくなってくれば、水道料金のほうも上げなくてもいいのではなかろうかと、私自身は思っておるわけなんですけども、その辺について見解を尋ねます。

議長（立石隆教） 建設課長

建設課長（升水裕司） お答えいたします。

この一般会計繰入金が少しずつ減ってますけれども、これは以前に中村浄水場とか大きな工事をした時の償還金が少しずつ減ってきているので、歳出が少しずつ減っているということで、一般会計繰入金が減ってますけれども、実際この水道事業というのは、水道使用料でですね、全部を賄って運用していくのが基本ですけれども、今の収入では歳出の約 60%ぐらいしか賄っておりませんので、そういう点からいきますと、やはり消費税とか上がれば、それは今から検討せんばいかんじゃろうというふうに思います。

議長（立石隆教） ほかにありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第 5 款・繰越金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・総務費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。
ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 51 号、平成 25 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 51 号、平成 25 年度小値賀町簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 6、議案第 52 号、平成 25 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第 52 号、平成 25 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について、ご説明をいたします。

このたびの補正予算の主な内容は、51 号議案と同様に、歳入で前年度繰越金の額の確定による計上と、歳出では公共下水道管理費で、笛吹クリーンセンターからの放流水の毎月 2 回の水質検査手数料 42 万 3,000 円を追加計上し、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ 38 万 3,000 円を追加し、補正後の総額を 1 億 7,161 万 7,000 円とするものでございます。

詳細につきましては、4 頁、歳入では、5 款、1 項・繰越金で 24 年度からの繰越金を 222 万 7,000 円を追加計上。それに伴い 4 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金を 184 万 4,000 円繰り戻すものでございまして、4 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金の補正後の総額を 1 億 4,298 万円に減額し、5 款、1 項・繰越金の補正後の総額を 322 万 7,000 円にしております。

歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費、人件費の調整で 4 万円を減額し、5 目・公共下水道管理費で水質検査料 42 万 3,000 円を追加し、1 款・総務費、1 項・総務管理費の補正後の総額を 3,423 万 6,000 円としております。

以上で補正予算の説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第 5 款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

第 1 款・総 務 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありませんか。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 52 号、平成 25 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、議案第 52 号、平成 25 年度小値賀町下水道事業特別会計補正予算(第 1 号)は、原案のとおり可決されました。

日程第 7、議案第 53 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 1 号)を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長(西 浩三) 議案第 53 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算(第 1 号)について、ご説明をいたします。

今回の補正予算は、歳入では一般会計繰入金の減額と現年度繰越金の増額が主なものでございます。同じく歳出では、職員の人事異動等に伴う給料の増額、職員手当等の減額、共済費の増額と、特殊外来診療負担金の追加計上等が主なものでございまして、2 頁、第 1 表 歳入歳出予算補正のとおり、既定の予算に歳入歳出それぞれ 278 万 4,000 円を追加し、補正後の予算総額を 4 億 3,078 万 4,000 円とするものでございます。

詳細につきまして、4 頁、歳入では、5 款、1 項、1 目・繰越金で 24 年度からの繰越金を 1,618 万 7,000 円を追加計上。それに伴い、4 款・繰入金、1 項・他会計繰入金に 1,340 万 3,000 円を繰り戻すものでございまして、4 款・繰入金、1 項・他会計繰入金の補正後の総額を 6,259 万 7,000 円に、5 款、1 項・繰越金の補正後の総額を 2,618 万 7,000 円にしております。

歳出では、1 款・総務費、1 項・総務管理費、1 目・一般管理費、人件費の調整で 271 万 8,000 円を追加し、1 款・総務費、1 項・総務管理費の補正後の総額を 1 億 9,666 万 5,000 円としております。

2 款、1 項・医業費、1 目・医業用機械器具費で委託料を 6 万 6,000 円追加し、2 款、1 項・医業費の補正後の総額を 2 億 2,031 万 1,000 円としております。

以上で説明を終わります。

よろしくご審議の上、適正なご決定を賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

第 1 表『歳入歳出予算補正』について、歳入から順番に款を追ってご質疑願います。

第 4 款・繰 入 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 続いて、第 5 款・繰 越 金

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 歳出に移ります。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第 1 款・総 務 費

ありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 第 2 款・医 業 費

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） これから歳入歳出全般について、ご質疑願います。

質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はありますか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 53 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 53 号、平成 25 年度小値賀町国民健康保険診療所特別会計補正予算（第 1 号）は、原案のとおり可決されました。

日程第 8、議案第 54 号、平成 24 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

議案第 54 号については、決算特別委員会に付託しておりましたので、決算特別委員会委員長に報告を求めます。

土川決算特別委員会委員長

決算特別委員会委員長（土川重佳） 本委員会に付託された事件について、審査の結果を会議規則第 41 条の規定により報告します。

決算特別委員会審査報告書をご覧ください。

1 の委員会を開いた年月日及び場所、2 の出席した委員の氏名、3 の欠席した委員の氏名、4 の出席した委員外の議員の氏名、5 の職務のために出席した者、6 の説明のために出席した者につきましては、報告書に記載のとおりです。第 7、付託を受けた事件の件名、第 8、会議に付した事件の件名は、議案第 54 号、平成 24 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についてであります。

審議の経過及び結果を申し上げます。

本委員会は、9 月 18 日及び 9 月 19 日の 2 日間会議を開き、各会計歳入歳出決算書、財産に関する調書、監査委員審査意見書及び主要施策の成果報告書に基づき、質疑をしました。質疑の主なものは報告書に記載のとおりです。

慎重に審議した結果、本委員会は、議案第 54 号については、賛成全員により、これを認定すべきものと決しました。

その他、今回の決算に対する意見として、滞納問題については今後、執行部は今までの分を平成 25 年度中に期限を設けて整理し、滞納処分の執行停止、不納欠損等の手続きなどを明示した規則を整備するとの意向であるので、期待したいとの意見もありました。また、厳しい財政が予想される中で、やりくりが大変であるので、大型事業も多少見直すべきではないかという意見も出されました。補助金関係では、既得権としての補助金ではないもので、補助基準を作成して整備していく必要があるとの声もありました。特定健診の目標受診率及び特定保健指導目標率が、共に県の目標を上回っています。これは関係部署の努力の結果だと評価したいという意見も出されました。

特別会計では、国保税の収入未済額が増えているので、町税同様、基準を作り、徴収事務をきちんとやってもらう必要があるとの意見も出されました。漁業者の水揚不振は、税の滞納の要因のひとつでもあります。自主財源を増やすためには、農漁業の振興策を今一度、検討すべきであります。滞納の問題は、税の公平性の面からおろそかにはできません。滞納者が増えていること、時効が発生しているものがあることなどについて、納税者に理解を求める必要があります。今後の対応を注視してまいります。

今回、2 日間の決算特別委員会を開催しましたが、経常収支比率が 23 年度より 1.3%上昇しているため、なお一層の財政の硬直化が進んでいます。この傾向が定着しないよう、経常的経費の削減努力を望みます。財政健全化指標の数値

は良好なものとなっており、実質公債比率も平成 12 年度以降改善され、24 年度は 11.0% で、良好なものとなっております。今後とも、なお一層の事業の効率化、予算の見直しを積極的に進め、安定した町財政の堅持を期待します。今回の委員会の質疑や意見等が、これらの予算編成とその執行に反映されることを望みます。

以上で、決算特別委員会審査結果報告を終わります。

議長（立石隆教） これで報告を終わります。

お諮りします。

本案については、質疑を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、質疑を省略します。

これから、議案第 54 号、平成 24 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定についての討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

反対討論はありませんか。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

宮 崎 議 員

3 番（宮崎良保） 私は、議案第 54 号、平成 24 年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定につきまして、認定すべきであるという立場で討論をいたします。地方自治体のおかれている現下の厳しい財政状況にあって、自主財源の確保に努力され、また、歳出におきましても経費の節減に努力された跡が随所に見られ、財政運営の効率化と健全化に注意を払った決算だと推察し、本決算を認定するに何ら問題点ないと確信をいたします。

その第 1 点は 地方交付税が平成 23 年度と比べると、4,793 万 6,000 円減額となっているものの、町の収入である自主財源が 1 億 4,524 万 6,000 円と多くなっております。中身を見ても繰入金突出しているものの、一方で、財産収入が減額となっておりますが、町税全般については増額となっており、決算特別委員会においても指摘された収入未済額の増額を差引いても尚、増額となっていることは、職員の努力もされながら町民の税への認識が高いものと推察されます。

厳しい経済状況の中において納税意識が高い町民の思いを考える時に、町民に対し改めて敬意を表すところです。そのためにも滞納金額の処理について、より厳格に行うことが税の不公平感を是正することと思えます。

第2点目は、人口減少により普通交付税や地方特例交付金の減少により、経常収支比率が81.3%から82.6%へ上昇したことが、今後の財政を考える時に一抹の不安を感じますので、新離島振興法等や、国や県の支援事業を活用しながら、またその一方では、経費の節減に尚一層の努力が必要と考えます。

財政健全化比率は、実質赤字比率・連結赤字比率・将来負担比率は引続き該当がなく、また、実質公債費比率も畑総事業の元利償還の減少、運動公園の整備事業にかかる償還が無くなったことにより、昨年の12.2%から11.0%へ減少しており、24年度決算においては何ら認定しないという理由が見つかりません。

今後は、人口減少による依存財源の減額が予想されますので、長期展望に立った財政運営の確立を念頭に、細心の注意と一層の努力を期待します。

議案第54号、平成24年小値賀町各会計歳入歳出決算認定につきまして、賛成討論といたします。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第54号、平成24年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定を採決します。

この表決は、起立によって行います。

この決算に対する委員長の報告は、『認定』とするものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに、賛成の方は、ご起立願います。

（賛成者起立）

議長（立石隆教） 起立全員です。

したがって、議案第54号、平成24年度小値賀町各会計歳入歳出決算認定については、認定することに決定しました。

以上をもちまして、決算認定は終了しましたので、決算特別委員会は廃止することにします。

黒崎・岩坪両監査委員さん、決算特別委員会委員の皆様におかれましては、大変ご苦労さまでございました。

日程第9、議案第57号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第57号、固定資産評価審査委員会委員の選任の同意について、ご説明をいたします。

地方税法第 423 条第 1 項の規定により、小値賀町には 3 名の委員さんで構成される固定資産評価審査委員会が設置されており、委員につきましては、同条第 3 項の規定により議会の同意を得て、市町村長が選任することになっておりますが、今回、委員であります立石英雄氏の任期が 9 月末で満了となりますので、引き続きお願いしようとするものでございます。

立石英雄氏は、皆様ご承知のとおり、財政課で国土調査の業務に携わり、この固定資産評価審査委員会委員を 3 期 8 年務めていただいておりますので、適任者だと思いますので、今議会の同意を求めるものでございます。

任期は、平成 25 年 10 月 1 日から 28 年 9 月 30 日までの 3 年間となります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありますか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって討論を省略します。

これから、議案第 57 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 57 号、小値賀町固定資産評価審査委員会委員選任の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第 10、議案第 58 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。町長

町長（西 浩三） 議案第 58 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についての提案理由を説明いたします。

中村好秀氏は昭和 50 年 7 月生まれの 38 歳で、平成 24 年 1 月から前任者の任期途中退任により、教育委員に選任をされております。今回の同意の件につきましては、前任者から引き継いだ残任期間の任期満了に伴うもので、これまで教育委員として 1 年 9 ヶ月活動をしていただきました。教育委員としては唯一の 30 歳代であり、若い視点で、また親の立場で貴重なご意見をいただいております。適任と思っておりますので、引き続き教育委員としてお願いいたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により、議会の同意を求めます。

なお、任期は平成 25 年 10 月 1 日から 29 年 9 月 30 日まで 4 年間となっております。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思っておりますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略します。

これから、議案第 58 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第 58 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第 11、議案第 59 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

町 長

町長（西 浩三） 議案第 59 号、小値賀町教育委員会委員任命の同意について、

提案理由のご説明をいたします。

今回、橋本明美委員の任期満了に伴い、その後任として田口美津子氏を任命するものでございます。橋本現教育委員長さんには、4年間、子どもを持つ女性委員さんとして教育行政にご尽力をいただきました。この場をお借りして厚く感謝を申し上げます。

田口美津子氏は、大浦在住の昭和34年2月1日生まれの方で、平成19年6月から小値賀小学校スクールカウンセラー、同年12月から小値賀町民生児童委員、22年4月から小値賀町心身障害者児就学指導員として、現在もご活躍をいただいております。また、放課後子ども教室の教育活動推進員としても、児童の放課後の学習指導等にもご尽力をいただいております。

以上のように、本町の子どもたちのために献身的でまた熱心に活動をしていただいております。教育委員として適任と思っておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。

なお、任期は同じく25年10月1日から29年9月30日までとなります。

よろしくご審議の上、ご同意賜りますようお願いをいたします。

議長（立石隆教） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行いたいと思いますが、人事に関する案件でありますので、討論を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、討論を省略いたします。

これから、議案第59号、小値賀町教育委員会委員任命の同意についてを採決します。

お諮りします。

小値賀町教育委員会委員の任命については、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号、小値賀町教育委員会委員任命の同意については、これに同意することに決定しました。

日程第 12、発議第 4 号、「町税等の滞納に関する調査特別委員会」設置についてを議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

伊藤忠之議員

9 番（伊藤忠之） 私は、「町税等の滞納に関する調査特別委員会」の設置について、趣旨説明をいたします。

近年、国・地方を通ずる行財政改革として、地方の歳出も厳しく見直しが進められ、自主財源の確保の必要性が高まってきております。これまで国から地方へと交付されてきた財源を地方団体が自ら住民と向き合って徴収することになり、課税・徴収にかかる責任も移譲されております。このように地方税の重要性が増していく中であっても、すべての地方団体において滞納問題を抱えていない自治体はないと言われております。

本町においても、町税等の滞納が年々増加しており、問題となっております。

この滞納問題は、単に未収金の回収という金銭面の問題ではなく、行政の経営的な立場から見ても、様々な問題点があります。ひとつは「納税者間の公平性」であり、もうひとつは、法律の規定に従って納税の管理業務が行われていないという「業務執行の適正性」の問題があります。明確な基準を設定するとともに、適正な管理運用を行い、管理体制の充実が重要となっております。

このようなことから、議会としても今までのチェック機能の甘さを十二分に反省し、これからは予算・契約等の議案、あるいは決算委員会等において、行政機関に債権の適正管理及び不納欠損等の処理が適正に行われていたかを注視していかなければならないと考えております。

よって、本定例会において、「町税等の滞納に関する調査特別委員会」の設置についてをご提案申し上げます。

何卒、慎重にご審議の上、ご賛同願います。

これで趣旨説明を終わります。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、原案に賛成者の発言を許します。

近藤議員

1番（近藤育雄） 私は、伊藤議員より提出された発議第4号、「町税等の滞納に関する調査特別委員会」の設置について、賛成の立場で討論を行います。

毎年の決算書を見るにつけ、各会計における滞納額が年々膨らんでいる状況が顕著であります。一般会計と特別会計を合わせた滞納額は、ここ数年確実に増え続けており、24年度では前年度比273万円の増額、合計3,386万円にまで上っております。出前議会の場においても町民の皆様から厳しいご指摘を受けており、このまま放置すれば町民の税に対する不公平感を拭い去ることは到底出来ず、「払わないでも良いのでは？」といった悪しき考えが起こらないとも限りません。この現状をこれ以上先延ばしすることなく、議会・行政ともに知見を集め、法に則って強力に滞納対策を進め、早急に一定の整理をはかる必要性を強く感じております。その見地から特別委員会設置に賛成をするものです。

議員皆様のご賛同をお願いいたしまして、賛成討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第4号、「町税等の滞納に関する調査特別委員会」設置についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第4号、「町税等の滞納に関する調査特別委員会」設置については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

町税等の滞納に関する問題について、5人の委員で構成する「町税等の滞納に関する調査特別委員会」を設置し、これに付託して、閉会中の継続審査にしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、5人の委員で構成する「町税等の滞納に関する調査特別委員会」として設置し、これに付託して、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

お諮りします。

この委員会の審査については、期限を平成26年3月定例会までとしたいと思

います。

ご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、この委員会の審査については、期限を平成26年3月定例会までとします。

ただいま、設置されました、町税等の滞納に関する調査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定により、伊藤忠之議員、岩坪義光議員、末永一朗議員、土川重佳議員、近藤育雄議員を指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(立石隆教) 異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名しました方を、町税等の滞納に関する調査特別委員会委員に選任することに決定しました。

委員長及び副委員長は、委員会条例第8条第2項の規定及び第9条第1項の規定により、互選していただきます。

しばらく休憩します。

— 休 憩 午 前 11 時 05 分 —
— 再 開 午 前 11 時 05 分 —

議長(立石隆教) 再開します。

町税等の滞納に関する調査特別委員会の委員長及び副委員長が次のとおり決定し、通知を受けましたので、報告します。

委員長に伊藤忠之議員、副委員長に近藤育雄議員、以上のとおりであります。

日程第13、発議第5号、道州制導入に反対する意見書案を議題とします。

本案について趣旨説明を求めます。

宮崎良保議員

3番(宮崎良保) 発議第5号、道州制導入に断固反対する意見書の趣旨説明を行います。

道州制に対し、私たちは平成20年度以来、町村議会議長会全国大会において、住民自治の推進に逆行する道州制は行わないことを決定し、また本年4月には全国町村議会議長会が「町村に対して丁寧な説明や真摯な議論もないまま、道州制の導入が決定したかのごとき法案が提出されようとしていることは、誠に遺憾であります。」とする緊急声明を行いました。さらに7月18日には、道州制は絶対に導入しないこととする要望を決定し、政府・国会に対し要請をしてみました。しかし与党においては、道州制導入を目指す法案を国会に提出する動きがあり、野党においても一部では道州制移行のための改革基本法案を国会に

提出し、衆議院内閣委員会において閉会中審査となっているなど、私たちの要請を無視するかの動きを見せております。これらの法案は具体的な形を示さないまま期限を区切り、導入ありきの内容で、町村においては事実上合併を余儀なくされる恐れがあり、再編された基礎自治体は住民と行政との距離が遠くなり、住民自治の衰退に繋がることは明らかであります。町村はこれまで、国民の生活を支えるための食糧の供給、水源の涵養や国林の保全に努め、文化・伝統を守り自然を生かした地場産業を創出し、住民とともに個性ある町づくりを進めてまいりました。それにも関わらず、効率性や経済性を優先して、地域の伝統や文化との郷土意識を無視している大規模な団体は、住民を置き去りにするもので、到底地方自治体と呼べるものではないと考えます。多種多様な自治体の存在を認めることが個々の自治体の活力を高め、全体としての国力の増強に繋がるものと確信をいたします。

よって、我々小値賀町議会は、議員の総意のもとに道州制の導入に反対し、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出するものです。

以上、よろしくご審議いただき、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議長（立石隆教） これで趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、本案に反対者の発言を許します。

（「反対討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 反対討論なしと認めます。

次に、本案に賛成者の発言を許します。

浦 議員

7番（浦 英明） 私は、本案に賛成の立場で討論をいたします。

道州制の中身も分からない中、また議論もないまま、道州制を導入しようとしていることは到底容認できるものではありません。道州制導入後の国の具体的な形も示さないまま事実上の合併を余儀なくされ、大都市だけに人、物、金が集中するだけで、我々のような小さな地域には均衡した発展は望めなく、疲弊し衰退の上、過疎化がさらに進行するものは明らかである。また道州はもとより再編された基礎自治体は現在の市町村や都道府県に比べ、住民と行政との距離が格段に遠くなり、住民自治が衰退してしまうことも然りである。我々の住民生活を支えるため、伝統文化を守り地場産業を創出し、個性ある町づくりを進めてきたにも関わらず、効率性や経済性を優先し、住民を置き去りにする

もので、到底、地方自治体と呼べるものではなく、道州制と程遠い、借金押し付けの地方切捨て政策としか思えません。

よって私は、発議第 5 号、道州制導入への反対意見書案に賛成をいたします。

以上で、討論を終わります。

議長（立石隆教） ほかに討論はありませんか。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、発議第 5 号、道州制導入に反対する意見書案を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、発議第 5 号、道州制導入に反対する意見書案は、原案のとおり決定されました。

お諮りします。

ただいま決定されました案件につきましては、会議規則第 45 条の規定により、字句・数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、字句・数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

なお、この意見書は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、副総理大臣、内閣官房長官、総務大臣へそれぞれ送付することにいたします。

日程第 14、議員派遣の件についてを議題とします。

お手元に配付のとおり、9 月定例会以降の長崎県町村議会議長会等が主催する会議及び研修会に、議員派遣を行いたいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件については、原案のとおり決定されました。

なお、決定しました本件について変更が生じた場合の取り扱いは、議長に一任願います。

日程第 15、各委員会の閉会中の継続調査（審査）についてを議題とします。

各委員会委員長から、会議規則第 75 条の規定によって、委員会の特定事件調査事項について、閉会中の継続調査・審査の申し出があります。

お諮りします。

各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（立石隆教） 異議なしと認めます。

したがって、各委員会委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査・審査とすることに決定しました。

以上で、本定例会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これで、平成 25 年小値賀町議会第 3 回定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

— 午 前 11 時 13 分 閉 会 —